No.

## 標準見積書例

## 見 積 書

平成 年 月 日

下記の通り見積申し上げます。

合計金額 ¥

(消費税は別途とします)

工事名

名	数量	単 位	単 価	金額	備考
<木製建具工事>					
1 建 具 製 品 代	1	式			
2 建 具 金 物 代	1	式			
3 運搬費	1	式			
4 取 付 費	1	式			
5 管 理 費	1	式			
6 法 定 福 利 費 (事業主負担分)	1	式			
合計					

- ○建 具 製 品 代
- ○建 具 金 物 代
- ○運 搬 費

A 梱包材料費

- B相包労務費
- C積込労務費
  - D 車両損料(車両代・整備料・ガソリン代)
  - E 保険料(外注車両の場合)
- F荷下降ろし労務費
- G間くばり労務費
- ○取 付 費
- H取付労務費
  - Ⅰ機械工具損料(消耗品含む)
- G 消耗材料費(釘,金物など)
- K 通勤車両損料(整備料・ガソリン台・駐車場代などを含む)
- ○現場経費及び管理費
- ①施工図作成労務費
- M現場打合せ労務費
- N現場採寸労務費
- 災害防止会出席労務費
- P各種書類作成労務費(見積書・請求書・安全書類など)
- Q 諸経費(パソコン損料・コピー機損料・文具費・紙代など)
- R 労務管理費(安全教育費·作業服·安全作業靴·資格取得奨励費)

## 労務費合計(イ)=B+C+F+G+H+C+M+N+O+P

- ○法 定 福 利 費
  - •健康保険料
  - •介護保険料
  - •厚生年金保険料
  - •児童手当拠出金
  - 労災保険料
  - •雇用保険料

の事業主負担分

## 見積書に明示する法定福利費(事業主負担分)の算出方法 2014年5月15日

全国建具組合連合会

法定福利費(事業主負担分)の算出は、当該工事に係る労務費の総額に法定福利費の保険料率を乗じる方法を基本とする

見積書 名称仕様部分での労務項目を下記に記載する

- 3- 運搬費には下記の労務費用が含まれる
  - A 梱包費用(建具及び建具金物など製品を養生及び梱包する労務費用)
  - B 積込労務費(製品を搬入車両に積み込む労務費用)
  - C 荷下降ろし労務費(納品場所で製品を車から降ろす労務費用)
  - D 間くばり労務費(製品を荷下ろしした場所より取付場所まで運ぶ労務費用)
- 4- 取付費には下記の労務費用が含まれる
  - E 取付労務費(建具を金物などを用いて建具枠に取付け開閉具合を調整する 労務費用)
- 5- 管理費には下記の労務費用が含まれる
  - F 施工図作成労務費(各仕様書や設計図書に適合する製品を製作するための 製作図面を書く労務費)
  - G 現場打合せ労務費(製品や納期が施主・設計者・元請者の要求事項を満たすための確認労務費用)
  - H 現場採寸労務費(製作図面をもとに現場の枠寸法を計測し,製作寸法を決定する労務費用)
  - I 災害防止会出席労務費(現場での作業が順調に進み,作業が無災害に完了するための対策を施す労務費用)
  - J 各種書類作成労務費(見積書・請求書・安全書類など元請社の要求書類を書く労務費用)
    - 以上 (A~J)までの合計が当該工事の労務費総額です
- 6- **法定福利費(事業主負担分)**とは下記の保険料及び拠出金費用を言い、各保険料率は労務費総額に対して下記の数値を乗じた金額を言う

・健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金・・・・・・・・8.56%

·雇用保険料 · · · · · · · · 1.05%